

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の取組状況

意識改革

H14~H13~  
◎【職員の家族を対象とした職場見学会】の実施  
◎【職員のための男女共同参画セミナー】  
対象：新任の班長、副班長等

H20~H19~H18~  
◎【休暇制度データベース】公開  
◎【職員の育児と仕事両立支援ブック】改訂版作成  
◎【ワーク・ライフ・バランス推進デー】毎月第3金曜日  
◎【ワーク・ライフ・バランス推進月間】10月

全庁掲示板で男性職員から募集した「仕事・子育てわたしの両立体験記」等を紹介  
知事メッセージの発信、職員への行動宣言呼び掛け実施

全庁掲示板で育児休業取得中の男性職員やその家族からの定期コラムの掲載  
職員のWLB自慢の募集、意識アンケート実施



H22.6  
◎制度改正周知・啓発のためのパンフレット配布  
(育児休業等制度改正)  
◎タイムマネジメント講座を実施  
◎育児休業者職場復帰支援研修を実施

H24~  
◎【男性職員の育児参画促進】  
子の出生を間近に控えた男性職員及び所属の人事管理者へ、両立支援制度の説明や取得例などの情報を人事課から直接メールで周知

H25  
◎【人事管理意見交換会】毎年度実施(5~6月)  
◎【男性職員の育児参画促進】  
育児休業未取得の男性職員にアンケート等を実施  
育児休業取得者と未取得者の交流会を実施

H26~  
◎【次世代行動計画点検シート】の実施  
管理職員を対象に、行動計画における役割や両立支援制度の内容を確認するための点検シートを実施  
◎育児休業者職場復帰時面談の進め方の策定  
◎県庁内保育施設開所  
◎次世代育成支援研修の実施

H27~  
◎子育て・介護相談窓口開設

H28~  
◎介護ミニセミナーの開催  
◎女性よるサポート制度の開始  
◎イクボス宣言の実施

H29~  
◎【ワーク・ライフ・バランス推進デー】月末金曜日を追加  
◎イクボス研修の実施  
◎介護を行う職員への支援に関するリーフレットを配布  
◎ライフプラン講習で、介護に関する情報提供を実施

H30~  
◎県・市町・民間企業女性管理職エンカレッジ研修の実施

R1~  
◎育児休業者キャリア形成支援研修を実施

R2~  
◎「男性職員の育児に伴う休暇等の取得計画書」の試行

R3~  
◎「男性職員の育児に伴う休暇等の取得計画書」の運用開始

R4~  
◎【男性職員の育児参画促進】  
育児休業の積極的な取得を促す副知事メッセージを発信  
◎制度改正周知・啓発のためのチラシ配布  
(育児休業等制度改正等)  
◎次世代育成支援研修において育児休業制度等についての講義開始

R5~  
◎仕事と家庭の両立のための情報発信と座談会の開催

制度充実

H17 4  
◎【配偶者出産休暇】・取得日数を2日から3日に拡大  
・時間単位での取得可能

H19 4  
◎【育児参加休暇】新設(5日)  
◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】導入  
◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】  
小学生の夏休み・冬休み・春休み等に放課後児童クラブ等に送るために赴く職員を対象に追加

H20 4  
◎【育児短時間勤務制度】新設

H21 10  
◎【勤務時間短縮】(8時間から7時間45分へ)

H22 1  
◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】  
里子・配偶者の子を対象に追加  
◎【時間外勤務代休時間制度】新設  
◎【夏季休暇】取得促進に向けて対象期間の拡大  
◎【育児休業等】の配偶者要件を緩和  
配偶者が育休中又は専業主婦(夫)でも取得可  
◎【時間外勤務免除制度】新設  
◎【短期介護休暇】新設  
◎【看護休暇】の拡大

H23 4  
◎【育児休業等】対象者を拡大  
一定の要件を満たす非常勤職員等も対象者に  
◎【看護休暇】の拡大  
中学校就学前の子が2人以上いる場合は10日に

H24 4  
◎【家族休暇】の取得要件の拡大  
PTA活動や学級閉鎖時の子の世話等を追加  
◎【年次有給休暇】の取得単位(午前・午後)の追加  
◎【妊娠障害休暇】の拡充  
医師等から休業の指導があった期間、取得可能に  
◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】  
養育を要件とする対象を小学校3年生までに拡大  
◎【子育て休暇】の対象とする予防接種の追加  
◎【配偶者同行休業制度】新設

H25 4  
◎【朝型勤務】全所属で7~8月に試行  
◎【特別養子縁組に係る職務専念義務免除】の導入  
◎【介護休暇】の分割取得可能に  
◎【介護時間制度】新設

H26 1  
◎【育児休業等】対象範囲を拡大(特別養子縁組の監護期間中の子等の養育も可)  
◎【サテライト勤務】の試行(本庁・浜松総合庁舎)  
◎【時差勤務】全所属で4パターンの時差勤務を試行  
◎【育児又は介護のための早出遅出勤務】  
対象を小学校6年生までに拡大、障害をもつ親族の世話を追加  
◎【子育て部分休業】の新設  
小学3年生まで(障害のある場合は18歳まで)

H27 7  
◎【在宅勤務】の試行  
◎【モバイルパソコン】の整備  
◎【サテライト勤務】の試行拡大(静岡・富士総合庁舎)  
◎【出生サポート休暇】新設(5日)

H28 4  
◎【育児休業等】の試行  
◎【サテライト勤務】の試行拡大(静岡・富士総合庁舎)  
◎【出生サポート休暇】新設(5日)

H29 8  
◎【育児休業等】の試行  
◎【サテライト勤務】の試行拡大(静岡・富士総合庁舎)  
◎【出生サポート休暇】新設(5日)

R1 9  
◎【育児休業等】の試行  
◎【サテライト勤務】の試行拡大(静岡・富士総合庁舎)  
◎【出生サポート休暇】新設(5日)

R2 2  
◎【在宅勤務】の試行  
◎【モバイルパソコン】の整備  
◎【サテライト勤務】の試行拡大(静岡・富士総合庁舎)  
◎【出生サポート休暇】新設(5日)

R3 7  
◎【育児休業等】の試行  
◎【サテライト勤務】の試行拡大(静岡・富士総合庁舎)  
◎【出生サポート休暇】新設(5日)

R4 1  
◎【育児休業等】取得回数制限の緩和等  
【育児参加休暇】取得期間を子が1歳に達する日までに拡大  
R5 5  
◎【夏季休暇】取得期間を「6月から9月まで」から「6月から10月まで」に拡大

